

令和5年分 確定申告 市民税・県民税申告

今年も税の申告（確定申告、市民税・県民税申告）の時期となりました。申告が必要な人はお早めに準備し、期間内に申告をお願いします。

☎上尾税務署 (☎ 048-770-1800)、税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

申告期間 **2月16日(金)～3月15日(金)**
※所得税の還付申告や市民税・県民税申告は2月15日(木)以前でも行えます

1 申告が必要なのはどんな人？

下記を参考に、確定申告や市民税・県民税（個人住民税）の申告が必要かどうかご確認ください。

確定申告が必要な人

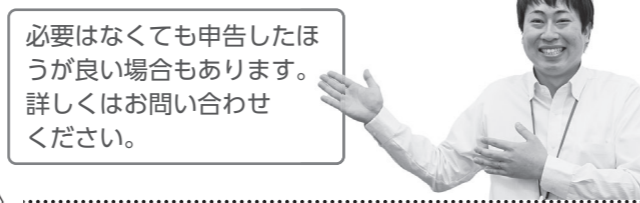
☎上尾税務署 (☎ 048-770-1800)

- 令和5年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - 1か所から給与を受けその給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得と退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
 - 2か所以上から給与を受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人（ただし一部申告不要となる場合あり）
 - 各種所得の合計額から所得控除を差し引いて計算した所得税額から配当控除を差し引いた結果、残額がある人
- ※上記は申告義務がある主な場合であり、上記以外でも申告が必要となることがあります。
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には申告不要（外国年金を含む場合を除く）です。ただし、申告により所得税の還付を受けられる場合があります。
- ※所得税の課税対象となる所得がない場合は、申告不要です（遺族・障害年金、失業保険給付金は課税対象外）。

市民税・県民税申告が必要な人

☎税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

- 令和6年1月1日現在に北本市にお住まいで、確定申告書を提出しない人で、次のような人
- 会社員等で、勤務先から北本市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されない人
 - 営業所得など給与（退職所得含む）・公的年金以外の所得がある人で、確定申告書提出の必要がない人
- ※確定申告書を提出しない人で、市民税・県民税に適用を受けたい所得控除がある場合は、申告を行ってください。
- ※前年中に課税対象となる所得がなかった人は申告の義務はありませんが、国民健康保険税の軽減や保育料算定等、市での手続きに影響する場合がありますので、その際は所得が0である申告を行う必要があります。



北里大学メディカルセンター市民講座

日時	2024年1月20日(土) 13:00～14:30	参加費無料
場所	大村記念館 (看護専門学校付属棟、案内看板を掲出します)	駐車場無料
テーマ	知っておこう 白内障と緑内障	申し込み不要
講師	大竹 祐毅、河野 雄亮(眼科)	
問い合わせ	北里大学メディカルセンター総務課 ☎048-593-1212 (代表)	

後援/北本市、桶川市、鴻巣市、各市老人クラブ連合会 ※人間ドックのご予約・ご相談随時受け付けております。(健康管理センター)

2 どうやって申告するの？

- 確** = 確定申告
- パソコン・スマートフォン（オンライン）で自宅から申告
 - 自宅で作成した申告書を申告会場または市役所へ提出
※市役所は2月16日(金)～3月15日(金)のみ受付
 - 自宅で作成した申告書を税務署へ郵送
- 市県** = 市民税・県民税申告
- 申告会場（市役所・各地区公民館）へ申告書類を提出
 - 市役所へ申告書類を直接提出または郵送

パソコン・スマホで申告 **確**

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901)
※土・日曜日、祝日、12月29日(金)～1月3日(水)を除く



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxは、**混雑する確定申告会場に出向かなくても**、24時間いつでも自宅でパソコンやスマートフォンから申告書を作成・送信できます。さらに還付申告をe-Taxで行うと、書面申告より早く還付されます。ぜひご利用ください。

また、「マイナポータル」連携で申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が省けます。



申告会場（市役所・地区公民館 / 上尾税務署）で申告

ご自身で申告書類を作成できない場合は、市役所・各地区公民館および上尾税務署で相談を受け付けます。**会場によって受付できる申告内容や、受付期間が異なります**ので、あらかじめご確認の上、会場へお越しください。なお、マスク着用のうえ、できる限り少人数でお越しください。咳・発熱等の症状がある人は入場をご遠慮いただきます。

1 市役所・地区公民館 **確** **市県**

☎税務課市民税担当 (☎ 594-5518)

受付できる申告
給与や年金等の申告（確定申告、市民税・県民税申告）
※前年の所得が給与のみの人（年末調整済）で、毎年源泉徴収票を提出するだけの人は、源泉徴収票を税務課市民税担当（〒364-8633 北本市役所）に郵送することで、申告に代えることができます。

開設期間
会場によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

月	日	時間	会場	対象
2月	19日(月)	9:30 ～ 15:30	中丸公民館	地区指定なし
	20日(火)		北部公民館	地区指定なし
	21日(水)	勤労福祉センター	地区指定なし	
3月	27日(火)	9:00 ～ 15:30	市役所	JR高崎線西側にお住まいの人
	28日(水)			JR高崎線東側にお住まいの人
	29日(木)			
	1日(金)			
	4日(月)			
5日(火)	地区指定なし			
6日(水)	地区指定なし			
7日(木)	地区指定なし			
3月	13日(水)	9:30 ～ 15:30	西部公民館	地区指定なし
	14日(木)		学習センター	地区指定なし
	15日(金)		南部公民館	地区指定なし

- 注意事項**
- ・所得税の確定申告をした人は市民税・県民税の申告は不要です。
 - ・会場を変更、中止する場合があります。
 - ・長時間お待ちいただくことが予想されます。

！ 確定申告のうち、以下は市の会場でお受けできません

①青色申告 ②収支内訳書の記載のない事業所得(営業・農業・不動産所得等) ③申告分離課税に関する申告 ※以下のような所得が該当 ・土地等の譲渡所得 ・株式等の譲渡や分離配当等および利子所得(年間取引報告書内の配当等の金額の内、上記以外のもの欄に所得が記載されている場合も該当) ・先物取引にかかる雑所得等 ・山林および退職所得 ④雑損控除(災害や盗難、横領による損失等)の申告 ⑤住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人の申告 ⑥過年分の申告 ⑦消費税の申告	⑧円換算での集計をしていない外国給与、外国年金等に関する申告 ⑨貴金属等の総合譲渡所得に関する申告 ⑩投資信託等に係る配当等所得について事前に配当控除の集計をしていない申告(集計済みであっても配当等の交付状況や交付目録見書等の根拠資料は必ず持参してください) ⑪非居住者を扶養親族として追加する申告 ⑫外国税額控除の適用を受ける申告 ⑬提出済みの申告内容を訂正するための申告 ※会場での相談は、あくまでも申告書の作成に関する内容のものに限ります。有利不利に関する質問には回答できません。 ※相続税や贈与税その他国税に関する内容の相談もできません。
---	--

①～⑬の申告は上尾税務署へお越しください